

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和4年11月10日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2100393 号
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 2200005 号

第 1 結論

請求期間①から⑥までについては、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 61 年 9 月 1 日から昭和 62 年 6 月 1 日まで
② 昭和 63 年 2 月 27 日から同年 8 月 22 日まで
③ 平成元年 2 月 10 日から同年 8 月 7 日まで
④ 平成 4 年 1 月 11 日から平成 5 年 7 月 1 日まで
⑤ 平成 6 年 2 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
⑥ 平成 9 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

請求期間の国民年金保険料は、私か実母が納付しました。請求期間を国民年金の保険料納付済期間に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者の主張どおりに請求期間①から⑥までに係る国民年金保険料を納付するためには、請求者又は請求者の母親がそれぞれの請求期間において、国民年金の加入手続を行い、同手続に基づき国民年金の加入状況に係る記録が国民年金の記号番号（平成 9 年 1 月 1 日以降は基礎年金番号）により管理される場所、オンライン記録によると、請求期間①から⑥まで（以下「請求期間」という。）に係る国民年金被保険者資格の取得及び喪失の入力処理は、平成 15 年 12 月 3 日に行われたことが確認できる上、社会保険オンラインシステムによる氏名検索、請求者の請求期間における住所地であった A 市の回答等によると、請求期間において、請求者に対し国民年金の記号番号及び*以外の基礎年金番号が払い出された形跡はないことから、請求者は、請求期間当時において国民年金に未加入であり、請求者又は請求者の母親が請求期間の国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

このほか、請求者又は請求者の母親が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2200014 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2200038 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 59 年 11 月から昭和 60 年 1 月 4 日まで

私は、昭和 59 年に高校を卒業し、昭和 59 年の途中から B 市にあった A 社で勤務していた。厚生年金保険の記録では、昭和 60 年 1 月 4 日からの加入となっているが、昭和 59 年 11 月頃から厚生年金保険に加入しているはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者の雇用保険被保険者記録によると、請求者は、A 社において昭和 59 年 11 月 9 日から昭和 61 年 8 月 31 日まで雇用保険に加入していることが確認できる。

しかしながら、閉鎖登記簿謄本によると A 社は既に解散し、同登記簿謄本により確認できる清算人は、関係書類等の保管がない旨回答していることから、請求者の請求期間における勤務実態について確認できない。

また、請求者の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿（以下「名簿及び払出簿」という。）によると、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得年月日は、「60. 1. 4」と記録されており、請求者の同社に係るオンライン記録と一致する上、名簿及び払出簿の記録が訂正されるなどの不自然な形跡もない。

さらに、請求者の父親が加入していた C 健康保険組合（当時は D 健康保険組合）は、請求者が昭和 48 年 6 月 1 日から昭和 60 年 1 月 4 日までの期間、父親の健康保険の被扶養者であったと回答しており、当該終期が請求者の A 社に係る厚生年金保険被保険者資格取得年月日と同年月日であることが確認できる。

このほか、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。